

工事請負契約における契約保証の制度改正について(お知らせ)

東海市では、平成25年4月1日から建設工事等に係る契約保証（保険）期間を契約締結日から工期末までの期間とします。

原則として、落札決定日の翌日から起算して7日目（7日目が閉庁日に当たる場合は、次の開庁日）を契約締結予定日としますので、落札決定通知書が到達しましたら、すみやかに担当課へ契約保証方法通知書（様式変更あり）を提出し、契約締結予定日までに契約保証の手続きを完了するよう準備してください。契約保証手続き等に時間を要し、契約締結予定日での契約が困難な場合は、契約日等を調整しますので、契約保証方法通知書によりご連絡ください。

なお、契約締結は、契約保証の確認後となります。

裏面の落札決定から契約締結までの日程（例）を参照してください。

請負代金額（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）200万円以上の建設工事及び東海市が指名時に契約保証金の納付を通知した請負代金額100万円以上の草刈業務委託では、契約締結と同時に請負代金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、東海市建設工事請負契約約款（建築関連工事用を含む。）第4条第1項に規定する契約保証金に代わる担保となる国債（利付国債に限る。）若しくは地方債（愛知県公債に限る。）又は債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行等若しくは保証事業会社の保証を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

また、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（履行ボンド）又は債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結による保証を提出することにより、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約の保証の方法を確定のうえ、入札に参加し、落札者は落札決定後速やかに契約保証方法通知書を提出しなければならない。

(注1) 当分の間、上記保証方法のうち、「契約保証金の納付」、「銀行等若しくは保証事業会社の保証」、「公共工事履行保証証券による保証」又は「履行保証保険契約の締結による保証」に限るものとする。

(注2) 「銀行等」とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合とし、「保証事業会社」とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社とする。

裏面に続く。

落札決定から契約締結までの日程（例）

4月10日(水)	落札決定	(発注者⇒受注者) ● 落札決定通知書 (受注者⇒発注者) ■ 契約保証方法通知書 (発注者⇒受注者) ● 4/17を契約締結日とした契約書案
4月11日(木)	1日目	
4月12日(金)	2日目	
4月13日(土)	3日目	
4月14日(日)	4日目	
4月15日(月)	5日目	(受注者⇒発注者)
4月16日(火)	6日目	■ 建設リサイクル法様式
4月17日(水)	7日目 契約締結	(受注者⇒発注者) ■ 契約保証証書等 (発注者⇒受注者) ● 契約書
4月18日(木)	工期開始	

※ただし、契約締結予定日が閉庁日に当たる場合は次の開庁日とします。

※東海市議会の議決を要する契約の日程は上記と異なります。

※「工事請負契約における契約保証の制度改正について（お知らせ）」（関連様式を含む。）は、東海市ホームページで御覧になれます。